平成２８年（フ）第５４８号
大阪府門真市千石西町３番24―303号
債務者　小島　三枝
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５２号
大阪府豊中市柴原町３丁目２番22―301号、前住所大阪府豊中市柴原町１丁目７番11号
債務者　仲　　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番４号エスカルゴ505号
債務者　西　　宏
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６５号
大阪市西成区玉出東１丁目４番27―501号
債務者　外内　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１号
北九州市八幡西区大平３丁目14番７号　医療法人社団明愛会大平メディカルケア病院、住民票上の住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野2808番地１
債務者　藤城　義孝
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３３号
千葉県松戸市新松戸南１丁目７番地　アドミナル２号棟101号
債務者　宇野　博美（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６９２号
千葉県野田市中里535番地の11
債務者　大沼ふく江
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８号
千葉県柏市宿連寺228番地13　ソル・レヴェンテ202号
債務者　筒井　和彦
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８２０号
仙台市青葉区柏木１丁目４番28―２号　ｑｕｏｎｓｒｅｃｅｓｓ202
債務者　山口　直幸
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３５号
仙台市宮城野区五輪２丁目13番11―302号、従前の住所仙台市若林区新寺４丁目９番６号光ハイツ２号館103
債務者　阿部　るり
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
仙台市宮城野区平成２丁目15番10号
債務者　伊藤　敏彦
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
仙台市宮城野区萩野町１丁目22番地の１　ルネ・ブランシュ・萩101
債務者　関　講一郎
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
茨城県日立市森山町４―13―26　サニーヒルハイツ102号、住民票上の住所茨城県日立市鮎川町６丁目５番27号
債務者　石山　　潔
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９号
茨城県日立市弁天町３丁目９番２号
債務者　今村　信隆
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１６号
茨城県土浦市中荒川沖町12番８号　メゾンド八千代102号、前住所茨城県土浦市大岩田1287番地１　石嶋アパート102号
債務者　古賀　一利
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
三重県尾鷲市北浦町１番５号
債務者　山本　耕史
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第５３１号
神戸市長田区腕塚町９丁目１番19号
債務者　碁盤　昭久
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部